

報告第10号

教頭の任免についての専決処分報告

教頭の任免について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、その承認を求める。

平成27年11月26日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

教頭の任免その他の人事に関する事項については、教育委員会の議決を経なければならないが、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

# 専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により、教頭の任免について専決処分を行う。

平成27年11月24日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

次のとおり発令する

【平成27年11月30日付け】

新 任 職	現 在 職	氏 名
由利本荘市立矢島小学校教頭	由利本荘市立岩城中学校教諭	阿 部 亨

（頭書）を命ずる